

令和 8 年度

# こども園 要 覧



学 校 法 人 安 芸 学 園  
認定こども園 安 芸 幼 稚 園

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-60

電 話 (082)251-0451

FAX (082)251-0452

W e b <http://www.akiyou.ed.jp>

e-mail front @ akiyou.ed.jp

## 令和 8 年度 認定こども園安芸幼稚園要覧 目次

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 本園設立のねらいと沿革                    | 2   |
| 2. 教育課程・保育課程                      | 3   |
| 3. 本園の教育方針                        | 8   |
| 4. 本園の教育目標                        | 8   |
| 5. 学年別のねらい                        | 8   |
| 6. 仏教保育 月別強調主題                    | 1 0 |
| 7. 真宗保育（まことの保育）日常実践主題             | 1 0 |
| 8. 令和 8 年度の指導の重点                  | 1 0 |
| (1).『感謝と思いやりの心を育てる』ことの強調項目        |     |
| (2).『強く明るい子どもを育てる』ことの強調項目         |     |
| (3).『友達と仲良くし、協力できる子どもを育てる』ことの強調項目 |     |
| (4).『進んで考え、行動できる子どもを育てる』ことの強調項目   |     |
| (5).その他の強調項目                      |     |
| (6).本年度、特に留意すべき項目                 |     |
| 9. 学級編成（8月31日現在）                  | 1 4 |
| 10. 職員組織（8月31日現在）                 | 1 4 |
| 11. お世話になる医師                      | 1 5 |
| 12. 主な行事予定                        | 1 5 |
| 13. 令和 8 年度 日課（時程）表               | 1 6 |
| 14. 令和 8 年度 安全計画                  | 1 7 |
| 15. 認定こども園安芸幼稚園 園児募集 重要事項説明書      | 1 8 |
| 16. 認定こども園安芸幼稚園 運営規程              | 2 5 |
| 17. 認定こども園安芸幼稚園 個人情報保護指針          | 3 3 |
| 18. 園舎配置図                         | 裏表紙 |

## 1. 本園設立のねらいと沿革

西本願寺21世ご門主明如様のご息女 九條武子様(歌人でも有名)は、人格形成の基盤を仏教(浄土真宗)に置いた教育、特に女子中・高等教育の必要性を強く呼び掛けられました。

この呼び掛けに応え、真宗安芸(芸州)婦人会の有志2万人が浄財を持ち寄り、武子様を代表(理事長)に推戴して、大正14年3月、広島市寺町の本願寺広島別院内に**安芸高等女学校**を創立しました。続いて同市打越町に校地を移転し、女子教育を行いました。

この女学校に昭和6年4月、付属保育園『**アソカ園**』が開園しました。これが現在の安芸幼稚園の源流です。しかし、太平洋戦争中にこの保育園の活動は中断してしまいました。

安芸高等女学校は、原爆によって過半数の生徒を喪い校舎も全壊、さらにこの年の9月に襲った台風による大水害に遭うなど壊滅的な痛手を蒙りました。続いて国の河川改修(太田川放水路)事業によって立退きを余儀なくされ、移転先を比治山本町の現在地(旧陸軍軍用地)に求めました。安芸高等女学校は、戦後の学制改革により**安芸女子中学校**と**安芸女子高等学校**とに分かれましたが、戦後の混乱に抗しきれず、幼児教育部を残して、昭和27年3月に休校を決定。昭和29年9月に廃校となりました。

その一方で、昭和23年11月3日に文化の日の制定を記念し、人間形成の基盤を仏教(浄土真宗)に置いた幼児教育を目指し、所轄庁の内諾を得て再び幼稚園を開設しました。**安芸女子高等学校附属幼稚園**として、昭和24年4月1日、入園者数23名の出発でした。原爆の廃墟に残った旧陸軍の馬小屋を掃除し、傾いた建物を電柱で支え、雨漏りのする部屋の窓には満足なガラスも無かったと聞かされています。

昭和28年には**安芸幼稚園**に改称し、先輩教職員のご努力と、地域の皆様や保護者の皆様方の強力なご支援により、ピーク時には園児数557名を数える飛躍的な発展をしました。

平成二十年代には、老朽化した園舎の耐震化の必要にも迫られ、園舎2棟を相次いで改築し、合わせて「こども園」への移行を踏まえた調理室や、乳児の保育室、預かり(延長)保育専用の諸施設の新設・整備を行い、平成26年度末には、現在見られるような姿になりました。

認可外2歳児保育(わんわんルーム)、安芸幼稚園附属保育園(小規模保育施設)の設置を経て、平成29年度より安芸幼稚園と安芸幼稚園附属保育園を統合し、現在の**認定こども園安芸幼稚園**となりました。令和7年に学園設立百周年を迎えました。



## 2. 教育課程・保育課程

### 教育課程・保育課程等の編成に当たって ～ 安芸学園の基本的な考え

認定こども園には、1号(幼稚園児)と2・3号(保育園児で3歳以上児・3歳未満児)の2種の園児が在園しています。端的に言えば、個に視点を置く保育所指針の文化・制度と集団に視点を置く幼稚園の文化・制度とが混在しているのです。しかし、制度上の違いはあっても、こども達の発達の状態や興味関心のあり方に違いはありません。従って幼稚園児の教育課程と、保育園児の保育課程を全く分けて考えることはできません。また日本社会の現状を見ると、養護の取り組みについても、全ての子ども達に必要であると考えます。表記の都合では区分されていても、内容においては、教育と養護が連続し一体化した「教育・保育課程」および「指導計画」を作る必要があります。

「教育・保育課程」の編成にあたっては、その視点として、園児の主体的な活動を基盤にしながら、今を生きる子どもひとりひとりに最善の利益となることを最も大切にするべきです。それは0歳から6歳までのスパンで一貫して捉えられたものでなければなりません。個に視点を置き、個を支援する。これが基本です。

しかし、この個に視点を置く考え一色の保育が最善のものであるかについては、少々不安と懸念を持っています。なぜなら、子ども達は日々変化成長し、その大きな変化は社会的な生活の進展であり、ともに切磋琢磨して成長していくことにあります。国が3歳以上の全ての幼児に、集団に視点を置く「教育」を課すことは妥当なものと考えます。彼らには小学校の生活がひかえており、いやおうなく集団教育と教科学習が始まります。その生活の基盤としての多様な経験が、幼児教育に求められています。

ところで、認定こども園要領が指摘するように、3歳児(年少児)への対応は、慎重でなければなりません。家庭で育ち、集団の経験が乏しい幼児と、ある程度の経験を持つ3号からの進級児等が混在するクラス経営は苦労の連続が予想されます。本園はそれを見越して、年少組に複数担任制を導入してきました。指導の内容研究についても、「小学校教育につながる指導法の研究」を、二十年余の長い間積み上げてきています。

告示された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿う下地は、幼児部についてはすでに用意できていると考えていますが、さらに0～2歳児及び満3歳児への実践的な研修の積み上げが望まれるところです。

終わりに、本園の建学の精神は、浄土真宗の教えを基盤とした幼児教育(まことの保育)にあります。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえた上で、宗教的情操教育(まことの保育)を生活の中で着実に実践し、定着を図っていけるように願っています。

# 教育・保育課程

## 【 認定こども園として目指す 教育及び保育 】

すべての子ども達の最善の利益と、現在の社会の教育・保育に対する多様なニーズに応え、かつ、より高い質の幼児教育を行なうため、保育所機能と幼稚園機能の一体化を図り、就学前の子ども達の成長発達の一貫性を考慮した教育と保育を行なう。

## 【 教育及び保育の理念 】

幼い子ども達が、宗教的な環境の中で、遊びを通して生きる力を育み、お互いを尊重し合い、「生きるよろこび」を感じながら生活し、やがては社会に貢献できる人となることを念願して教育・保育を進める。

## 【 教育及び保育の目標 】

一人ひとりが、明朗闊達な内にも、「感謝とおもいやり」の心を培い、健康で個性豊かに、しかも社会人として望ましい行動ができる人間の育成を目指す。

### ◆ 求める子ども像 ◆

- ① 仏さまに親しむ子
- ② 体を大切に使う子
- ③ いきものを大切にし、恵みに感謝する子
- ④ よく考え、力一杯活動する子
- ⑤ 友達と仲良く遊ぶ子

### 一人ひとりの園児が

- ① 思いやりの心を持ちながら
- ② かしこく
- ③ たくましく
- ④ 明るく
- ⑤ 光り輝いて伸びてほしい

### ◆ 年齢別の重点目標 ◆

- |   |       |     |            |
|---|-------|-----|------------|
| ① | 3歳未満児 | ……… | 「いきる（生きる）」 |
| ② | 年少児   | ……… | 「なれる（慣れる）」 |
| ③ | 年中児   | ……… | 「ならう（習う）」  |
| ④ | 年長児   | ……… | 「つくる（創る）」  |

## 年齢別 教育・保育課程

| 0 歳 児                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1 歳 児                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>☆保育者との応答的な関わりを通して、新しい環境に慣れ、生理的欲求を満たし、健康、安全な環境で心地よく過ごす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりとのスキンシップや語りかけにより、心地よい気持ちのやり取りを重ねながら、情緒的な絆を深めると共に、自分に向けられた言葉がわかるようになる</li> <li>・周囲の人や物への探索活動を通して自分の思いや欲求を言葉や身振りで表し、伝える喜びを知る</li> <li>・五感を働かせるような多様な感触遊びや運動遊びを十分に楽しむ</li> </ul>           | <p>☆保育者との信頼関係を基盤に、生理的欲求を満たし、自分の思いを表出しながら、安心して快適に過ごす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩く、押す、つまむなどの運動機能や新しい行動を獲得し、身近な人や物への好奇心と関わりを一層高めていく</li> <li>・運動遊びや探索活動を通して、身の回りのことを自分でしようとする</li> <li>・遊びの中で、自分の思いを、しぐさや簡単な言葉を使って、保育者や友達に伝えることを喜ぶ</li> </ul>                                                 |
| 2 歳 児                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 3 歳 児                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>☆食事、衣服の着脱、排泄などの基本的な行動を自分でしようとし、保育者や友達と一緒に遊ぶことを喜ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉の著しい発達により、自分の思いや欲求を言葉で伝える</li> <li>・ごっこ遊びや模倣遊びなどを経験し遊びの楽しさを知る</li> <li>・行動範囲の拡がりと共に、強く自己主張をするようになる</li> <li>・保育者や友達との安定した関わりの中から簡単な集団のきまりを知る</li> </ul>                                         | <p>☆基本的な生活習慣を身に付け、友達と一緒に遊んだり活動したりすることを喜ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の生活に慣れ、安定して遊ぶと共に、友達と遊ぶ楽しさがわかる</li> <li>・運動機能の伸びや、知的興味・関心の高まりに応じ、いろいろな遊びを経験したり、興味のあることに集中したりして、自分ですることの満足感を味わう</li> <li>・日常の良い生活習慣や簡単な集団のきまりが守れるようになる</li> </ul>                                                        |
| 4 歳 児                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 5 歳 児                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>☆さまざまな生活経験を通して、集団の中で、自己を発揮しながら、楽しく遊ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の生活に慣れ、安定して遊ぶと共に、友達とも仲良く、楽しく遊べるようになる</li> <li>・日常の良い生活習慣や集団のきまりが守れるようになり、遊びや仕事が楽しくできるようになる</li> <li>・身近な自然や社会事象に興味・関心を持ち注意して見たり、友達と話し合ったりする</li> <li>・さまざまな経験を広げ、感じたこと、考えたことなどを、いろいろな方法で、表現しようとする</li> </ul> | <p>☆友達同士の関わり合いを深め、思いやりの気持ちを大切にして、意欲的に遊びや活動に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と協力して、いろいろな経験や活動を工夫し、自主的に遊びを展開することができる</li> <li>・基本的な生活習慣を身に付け、きまりの良い生活ができるようになる</li> <li>・責任を持って、自分の役割を果たす</li> <li>・身近な自然や社会事象に興味や関心を持ち積極的に見たり、扱ったりするようになる</li> <li>・感じたことや考えたことをいろいろな方法で意欲的に表現する</li> </ul> |



|             | ひよこ・うさぎ組(満3歳児)                                               | 年少組(3歳児)                                                                   | 年中組(4歳児)                                                               | 年長組(5歳児)                                                                                   |
|-------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第<br>一<br>期 |                                                              | ○園生活の流れを知り、そのリズムに慣れる<br><br>○仏壇にお参りする                                      | ○新しい先生やクラスの仲間に慣れ、落ち着いた生活リズムを取り戻す<br><br>○仏壇にお参りし、讃歌を歌う                 | ○新入園児の世話などを通して、年長児としての自覚と誇りを持つ<br><br>○仏壇に正しくお参りし、『十二礼』を読経する                               |
| 第<br>二<br>期 |                                                              | ○いろいろな遊びに目を向けて、先生や友達と楽しんで遊ぶ<br><br>○生き物に触れたり世話をしたりして可愛がる                   | ○自分の思いやしたいことをぶつけ合う中で、一緒に遊べる友達と出会う<br><br>○相手の話をよく聞き、何にでも、自分からやってみようとする | ○気の合う仲間と、共通の目的を持って、意欲的に活動する<br><br>○自分から進んでお手伝いをしようとする                                     |
| 第<br>三<br>期 | ○園生活の流れを知り、そのリズムに慣れる<br><br>○仏壇にお参りする                        | ○友達と一緒に遊ぶことを楽しみにする<br><br>○きまりを知って、自分のことは自分ですることを喜ぶ                        | ○友達と一緒に楽しんで遊ぶ<br><br>○友達の迷惑を考えながら、誰とでも遊ぶようにする                          | ○集団の中で、自分の役割を果たそうとする<br><br>○誰にでも、優しい心を持ち、行動しようとする                                         |
| 第<br>四<br>期 | ○いろいろな遊びに目を向けて、先生や友達と楽しんで遊ぶ<br><br>○『のんのんののさま』などを歌う          | ○気の合う友達と一緒にになって、いろいろな遊びに関わり、楽しさを膨らませていく<br><br>○食事では「いただきます」「ごちそうさまでした」をいう | ○共通の興味のあることがらに向けて気の合う仲間と一緒に活動する<br><br>○食前・食後には、合掌して、感謝の言葉をいう          | ○集団を意識し、自分なりに考え、したいことを最後までやり遂げようとする<br>○身の回りには亡くなった人がいることに気づき、お陰を感謝する<br>○追悼の碑や幼形像への挨拶を続ける |
| 第<br>五<br>期 | ○友達と一緒に遊ぶことを楽しみにする<br><br>○いつでも「ありがとう」をいう                    | ○友達と一緒にになって遊ぶ楽しさを喜ぶ<br><br>○いつでも、どこでも、「ごめんなさい」をいう                          | ○共通の目的を持って、仲間と一緒に活動しようとする<br><br>○いろいろなもののお陰で生かされていることを知る              | ○仲間と協調しつつ、自分のやりたいことを推し進める<br><br>○いつも、阿弥陀様と一緒にであることを知る                                     |
| 第<br>六<br>期 | ○気の合う友達と一緒に、いろいろな遊びに関わり、楽しさを膨らませていく<br><br>○先生や友達と一緒に後片付けをする | ○仲間と一緒にになって、遊びに熱中する<br><br>○物にも『いのち』があることを知り大切に扱う                          | ○仲間と一緒に生活を、安定感を持って送ることができる<br><br>○仲間と一緒に生活することを喜び、感謝する                | ○先生や仲間のお陰に感謝し、仲間と協調して、園生活を精一杯楽しむ<br><br>○仲間と助け合うことの喜びを知る                                   |

### 3. 本園の教育方針

私どもの『いのち』は、時間と空間を超えて、他の多くのいのちに支えられ、そのお陰(ご恩)で生かされているいのちであって、阿弥陀さまはそのいのちを『精一杯輝かせて生きよ』と願い続けていてくださるとの確信のもとに

- ①学園設立の目的である教育の根本理念を、仏教精神に置き
- ②一人ひとりが、明朗闊達なうちにも、「感謝と思いやり」の心を培い
- ③健康で、個性豊かに、しかも将来社会人として望ましい行動ができる人間の育成を目指す。

そのためには、

- 礼拝に始まり礼拝に終わる宗教的生活習慣の実践の上に、
- 知育・徳育・体育・情操など、いずれにも均等で、偏りのない人格体を育成し、
- やがては、個々人がそれぞれの環境において、『生きるよろこび』を感じながら生活し、社会に貢献できる人となることを念願して教育(保育)を進める。

### 4. 本園の教育目標

浄土真宗開祖 親鸞聖人の仰がれた仏教精神を基盤にし、国の示す幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた教育(保育)計画の実践によって、

- (1)感謝と思いやりの心を育てる
  - いのちの尊さや不思議さを全身で感じとらせ、豊かな宗教的情操を培う
  - 『おやくそく』(生活信条)の教育的実践を通して、報恩に生きる豊かな心情(感受性等)を培う
- (2)強く明るい子どもを育てる
  - 全身を動かす楽しさと、運動する意欲を育てる(健康な心と身体)
  - 健全な生活に必要な、望ましい習慣や態度を身に付けさせる
- (3)友達と仲良くし、協力できる子どもを育てる
  - 友達とかかわって遊ぶ楽しさや、協力することの大切さを知らせ、思いやりの心やたくましくしなやかに生きる力を育てる
  - 社会生活に必要な望ましい習慣や態度を身に付けさせる
- (4)進んで考え、行動できる子どもを育てる
  - 身近な自然や環境に触れることにより、豊かな感性や知的好奇心を育て、くらしに取り入れていこうとする態度を培う
  - 人の話をよく聞いたり、思ったり感じたり経験したことなどを人に話す意欲や態度を培い、言語生活を豊かにさせる
  - 感じたことや考えたことなどを、いろいろな方法で表現しようとする意欲と創造力を培う

### 5. 学年別のねらい

#### 0歳児 学年教育目標 「生きる」

保育者との応答的な関わりを通して、新しい環境に慣れ、生理的欲求を満たし、健康・安全な環境で心地よく過ごす。

- 一人ひとりとのスキンシップや語りかけにより、心地よい気持ちのやり取りを重ねながら情緒的な絆を深めると共に、自分に向けられた言葉がわかるようになる
- 周囲の人や物への探索活動を通して、自分の思いや欲求を言葉や身振りで表し、伝える喜びを知る
- 五感を働かせるような多様な感触遊びや運動遊びを十分に楽しむ

#### 1 歳児 学年教育目標 「生きる」

保育者との信頼関係を基盤に、生理的欲求を満たし、自分の思いを表出しながら、安心して快適に過ごす。

- 歩く、押す、つまむなどの運動機能や新しい行動を獲得し、身近な人や物への好奇心と関わりを一層高めていく
- 運動遊びや探索活動を通して、身の回りのことを自分でしようとする
- 遊びの中で、自分の思いをしぐさや簡単な言葉を使って、保育者や友達に伝えることを喜ぶ

#### 2 歳児 学年教育目標 「生きる」

食事、衣服の着脱、排泄などの基本的な行動を自分でしようとし、保育者や友達と一緒に遊ぶことを喜ぶ。

- 言葉の著しい発達により、自分の思いや欲求を言葉で伝える
- ごっこ遊びや模倣遊びなどを経験し、遊びの楽しさを知る
- 行動範囲の拡がりと共に、強く自己主張するようになる
- 保育者や友達との安定した関わりの中から、簡単な集団の決まりを知る

#### 満 3 歳児 学年教育目標 「慣れる」

基本的生活習慣を身に付けようとしたり、友達と一緒に遊んだりしようとする

- 幼稚園生活に慣れ、安定して遊ぶとともに、先生や友達とも遊べるようになる
- 日常の良い生活習慣に慣れ、簡単な集団のきまりにも慣れる
- いろいろな遊びを経験して、遊びの楽しさを知る

#### 3 歳児 学年教育目標 「慣れる」

基本的生活習慣を身に付け、友達と一緒に遊んだり活動したりすることを喜ぶ

- 幼稚園生活に慣れ、安定して遊ぶとともに、友達と遊ぶ楽しさがわかる
- 日常の良い生活習慣や簡単な集団のきまりが守れるようになる
- いろいろな遊びを経験して、遊びの楽しさを知る

#### 4 歳児 学年教育目標 「学ぶ」

さまざまな生活経験を通して、集団の中で自己を発揮しながら楽しく遊ぶ

- 幼稚園生活に慣れ、安定して遊ぶとともに、友達とも仲良く、楽しく、遊べるようになる
- 日常の良い生活習慣や集団のきまりが守れるようになり、遊びや仕事が、楽しくできるようになる
- 身近な自然や社会事象に興味関心をもち、注意して見たり、話し合ったりする
- 経験を広げ、感じたこと、考えたことなどを、いろいろな方法で表現しようとする

#### 5 歳児 学年教育目標 「創る」

友達同士のかかわり合いを深め、思いやりの気持ちを大切にして、意欲的に遊びや活動に取り組む。

- 友達と協力して、いろいろな経験や活動を工夫し、自主的に遊びを展開することができる
- 基本的生活習慣を身に付け、きまりのよい生活ができるようになる
- 責任をもって、自分の役割を果たす
- 身近な自然や社会の事象に興味や関心をもち、積極的に見たり、考えたり、扱ったりするようになる
- 感じたことや考えたことなどを、いろいろな方法で意欲的に表現する

## 6. 仏教保育 月別強調主題

|     |                  |                     |
|-----|------------------|---------------------|
| 4月  | 合掌聞法(がっしょうもんぼう)  | 入園・進級を喜び、幼稚園生活に親しもう |
| 5月  | 持戒和合(じかいわごう)     | きまりを守り、集団生活を楽しもう    |
| 6月  | 生命尊重(せいめいそんちょう)  | 生きものを大切にしよう         |
| 7月  | 布施奉仕(ふせほうし)      | だれにでも親切にしよう         |
| 8月  | 自利利他(じりりた)       | できることは進んでしよう        |
| 9月  | 報恩感謝(ほうおんかんしゃ)   | 人や自然のめぐみに感謝しよう      |
| 10月 | 同事協力(どうじきょうりよく)  | お互いに助け合おう           |
| 11月 | 精進努力(しょうじんどりよく)  | 最後までやりとげよう          |
| 12月 | 忍辱持久(にんにくじきゅう)   | 教えを知り、みんなで努め励もう     |
| 1月  | 和顔愛語(わげんあいご)     | 寒さに負けず、仲良く遊ぼう       |
| 2月  | 禪定静寂(ぜんじょうせいじやく) | よく考え、落ち着いた暮らしをしよう   |
| 3月  | 知慧希望(ちえきぼう)      | 希望をもち、楽しく暮らそう       |

## 7. 真宗保育（まことの保育）日常実践主題 ー園児のおやくそく（生活信条）ー

(1) わたくしたちは、み仏さまを拝みます。

※ 日常実践主題 ・『おがみます』（信順） ・『たたえます』（讃嘆） ・『つよくのびます』（歓喜）

(2) わたくしたちは、いつも「ありがとう」を言います。

※ 日常実践主題 ・『おそだて』（照育） ・『すみません』（反省） ・『ありがとう』（報謝）

(3) わたくしたちは、おはなしをよく聞きます。

※ 日常実践主題 ・『よくききます』（聞法） ・『こころがけ』（傾解） ・『つとめます』（精進）

(4) わたくしたちは、みんななかよくいたします。

※ 日常実践主題 ・『ごおん』（報恩） ・『なかよくします』（和合） ・『おてつだい』（奉仕）

## 8. 令和8年度の指導の重点 ※印は特に重点化する

(1) 『感謝と思いやりの心を育てる』ことの強調項目

○礼拝に始まり礼拝に終わる仏教的生活習慣等の一層の定着を図る

- ・学級朝礼、食事、学級終礼等での礼拝の共通理解と実践の継続
- ・仏教諸行事等の運営の見直し(共通理解)と実践深化

話して聞かせることも大切。でも、少しでも園児を表に出す工夫を

※・「手を合わせる」こと(合掌)の指導継続

年長組の月曜礼拝の継続。親鸞聖人童形像や追悼の碑への礼拝の習慣化

親子で一緒に礼拝するよう保護者への呼び掛け

○『おやくそく』（生活信条）の教育的具現化と実践的深化

・「まことの保育」の日常実践深化 ・曜日毎の努力目標の確認と実践指導

※・「お話をよく聞きます」相手の目を見てお話を聞き、最後まで落ちついて聞き取る。話の内容をしっかりと考える

・行事における『おやくそく』の確認指導

○報恩に生きる月毎の主題設定と保育実践に努める

○安芸門徒の「精進」の心を、月2回の「梅干弁当」で体験的に食育していく

○毎朝の礼拝により、宗祖親鸞聖人と学園功労者多賀谷ご夫妻への報恩の心を培う

○園児に、毎朝の挨拶をしっかりと指導する。できるだけ立ち止まって挨拶をする

○飼育栽培活動を通して、「いのち」を理解させ、慈しみの感性を培う

一鉢栽培の体験 小動物の飼育体験 年長のカレー作り

○安芸幼農園での栽培体験(年中・年長) 玉ねぎ さつま芋 ジャガイモ

## (2)『強く明るい子どもを育てる』ことの強調項目

○保健・安全・運動能力の向上を図るため、諸計画の見直しを積極的に進める

・安全点検の継続実施（水曜日を「安全の日」に設定）

・安全確保に対する施設設備の整備と安全意識の向上に努める

・安全・避難教育(通園 交通 園内 火災 地震 津波 不審者)の継続と推進  
避難経路の具体的見直し、事故対策・処置の徹底

・健康観察の徹底(視診の徹底。園児が自己の体調に気付き申告するようにする)

・朝の「外遊び」の推進(各担任の主体性を強めて)と継続実施

・疾病や怪我の数の減少に努める。流行性の疾病へ早期の対策を講じる

・自主的、積極的に各種の運動遊びに取組ませ、熱中させる

○健康で安全な生活に必要な望ましい習慣を身に付けさせる

・基本的な生活習慣の指導計画の実践深化。特に片付け、整理整頓

・食事指導と手洗い・うがい・消毒・歯磨きの習慣づけ

・ウイルス感染症流行時には、薬剤による消毒の実施

・保健だよりの作成継続

○相手の目を見てお話を聞き、自分の意見を持つことの指導

・相手の話を、最後まで落ち着いて聞き取る

・話の内容をしっかりと考える

## (3)『友達と仲良くし、協力できる子どもを育てる』ことの強調項目

○きょうだい学級の組織化と年間交流活動の計画的な実践

・合同お食事会、紙芝居会など

○遊びに熱中することの指導(1歳児・2歳児、満3歳児・年少児)

自由な環境で、自分のやりたい遊びを保障すること

仲直りの仕方の指導

○協同作業の導入を意図的に企画する(年中・年長児)

話し合いの仕方の指導

- 朝の会に日常の英会話を少しずつ加える
- 縄跳び、鉄棒、雲梯などの自主練習の奨励（年中・年長児）
  - ・進歩のチェック表の活用と練習の奨励
- チームゲームやグループ活動に熱中することの指導（年中・年長児）
  - ・ドッジボール、サッカー、大縄跳びなどの奨励

(4)『進んで考え、行動できる子どもを育てる』ことの強調項目

- 比治山や京橋川の自然により多く触れさせ、いのちの尊さ(輝き・死)、四季の移ろいの美しさ・不思議さを体感させると共に、豊かな感性や知的好奇心を高める
  - ・年長組の、比治山公園での「学級の木」周辺の観察、比治山公園探索  
(草木、虫、動物、人の服装・色、日差しと日陰、空と雲、気温、その他)  
まとめのための写真撮影、長期展示、保存
- 暮らしや遊びの中で、選択の自由を保障し、結果に責任を負うことを指導する
  - ・失敗した時などに、素直に謝ることも指導する
- 飼育・栽培活動に積極的にかかわらせ、生命の営みに新鮮な感動を覚えさせると共に、責任を持って当番活動をやりきる態度を育てる
  - ・満3歳組 チューリップやペチュニアの栽培
  - ・年少組 チューリップやペチュニアの栽培 金魚・カタツムリなどの飼育
  - ・年中組 ポーチュラカやパンジーなどの栽培  
安芸幼農園でのタマネギやジャガイモの植え付け  
スズムシなどの小動物の飼育 金魚・メダカなどの飼育
  - ・年長組 イチゴの栽培と収穫  
安芸幼農園でのタマネギ・ジャガイモ・サツマイモの栽培と収穫  
スズムシ・カブトムシなどの小動物の飼育
- 暮らしに必要な言葉・文字・数などに興味と関心を持たせる環境を整備し、それらの能力を伸展させる 自分の名前の識別、書くことの指導の徹底
  - ・暮らしや遊びの中へ、『かず』と『ことば』の指導を意図的に組み込み、継続して実践することにより、小学校の算数・国語科教育への基盤づくりを進める
  - ・「読み聞かせ」の継続指導 短いストーリーのあるお話を聴く。敢えて視覚での理解を閉じ、場面の展開を想起しながら聴く
  - ・樹木や飼育動物への名札付け
  - ・学級朝会での一口スピーチの継続指導 質問を受け、内容を膨らませ、年長では一文にまとめさせる指導
  - ・年長組の紙芝居上演活動
  - ・日常的に絵本に親しませ(学級文庫)、「えほんのへや」の利用指導の充実を図る
  - ・かるた取り大会(年中・年長児)、かるたづくり(年中・年長児)
  - ・4人グループでの4コマ紙芝居の作成(起承転結)
  - ・敬老の日のお便り、運動会と発表会の招待状(年中・年長児)
  - ・お手紙遊びの発展として、鉛筆で書くことの指導(年中・年長児)
- 自分の個性的で創造的なイメージを、言葉・色・形・音・リズム・体(動き)等で表現して遊ぶ楽しさを味わせる

- ・音楽的な遊びや手遊びなどを通して、リズム感覚を伸ばす
- ・「きれいな声」で歌うことの指導を意図して強化する
- ・イメージを色や形で表現させる      ・英語の発音、聴き取りに慣れさせる

#### (5) その他の強調項目

- 教育目標を達成するための教育課程の改善と編成
  - ・乳児から年長児までの発達過程の研究
  - ・幼児が喜んで、いきいきと生活できるよう、施設や環境の改善を図る
    - 自由遊びの時間を確実に保障する
    - ボール フープ カルタなどの購入
    - ごっこ遊び あやとり 手遊びなどの室内遊びの指導と奨励
  - ・毎日の『学年研修会』の充実を図るとともに、毎月第2木曜日の午後は『全職員合同研修会』の時間を確保して、職員研修推進・充実に努める
  - ・夏季休業中の職員研修の充実 各種研修会への出張研修参加
  - ・園内公開研究教育(保育)会の推進、年間2回の組織的な実地研修の継続
  - ・「個人懇談会」の継続、園児個々の「育ちのすがた」の記録
- 「開かれた幼稚園」への歩みを一層進める
  - ・保育参観、園だより、クラスだより、ホームページ、情報配信などを通して幼稚園の教育実態を知らせ、家庭の理解と協力を深めるように努める
  - ・学校評価結果や財務諸表の公開
  - ・年間指導計画、学期別指導計画案、月次指導計画案の開示
  - ・PTA役員や保護者からの声を活かす工夫と実践
  - ・個人懇談会を推進し、保護者との協調態勢を一層高める
- 子育て支援
  - ・給食の充実及び栄養指導(年中・年長)に努める
  - ・未就園児の遊び広場「ちびっこパーク あき」を継続開設する
  - ・1、2歳児の親子学級「あきっこプレイルーム」を継続開設する
  - ・0歳児の子育て広場「ぷちっこルーム」を継続開設する
- 学園関係物故者追悼法要を営む

#### (6) 本年度、特に留意すべき項目

- 保育所システムと幼稚園システムの円滑な融合策を工夫・推進する
- 災害対応マニュアルの再検討（避難路見直し等）と避難訓練の徹底
- 市や県のサポーター派遣を受け入れ、職員の指導力アップを図る
- 若手教員の指導力アップ（年間2回の組織的な実地研修会の継続）
- 終礼前15分間の「振り返り記録」の継続
- 自由遊びの保障を意図して心がけ、園児の心の解放を
- 子どもたちが仲間で考え、話し合って解決方法を発見し、協力して作り上げる喜びを意図して心がけ、保障すること

## 9. 学級編成（8月31日現在）

| 学 年          | 学 級 名   | 人数 | 職員配置（保育教諭）   |
|--------------|---------|----|--------------|
| 0 歳 児        | はいはいルーム | 9  | 常勤 4名 非常勤 2名 |
| 1 歳 児        | よちよちルーム | 20 | 常勤 5名        |
| 2 歳 児        | こあらルーム  | 12 | 常勤 各3名       |
|              | わんわんルーム | 11 |              |
| 満3歳児         | ひよこ     | 4  | 常勤 1名        |
|              | うさぎ     | 4  | 常勤 1名        |
| 年 少<br>(3歳児) | さくら     | 21 | 常勤 各2名       |
|              | ひまわり    | 21 |              |
|              | たんぽぽ    | 22 |              |
|              | すみれ     | 21 |              |
| 年 中<br>(4歳児) | 青（あお）   | 22 | 常勤 各1名       |
|              | 桃（もも）   | 21 |              |
|              | 黄（き）    | 20 |              |
|              | 赤（あか）   | 22 |              |
| 年 長<br>(5歳児) | 1（いち）   | 23 | 常勤 各1名       |
|              | 2（に）    | 23 |              |
|              | 3（さん）   | 22 |              |
|              | 4（よん）   | 23 |              |

## 10. 職員組織（8月31日現在、上表の担任者以外）

|                  |                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 園長 常勤1名 副園長 常勤2名 |                                                                      |
| 教 務 部            | 主幹教諭 常勤1名、                                                           |
| 保 健 部            | 養護教諭 常勤1名                                                            |
| 支 援 部            | 預かり保育担当 保育教諭 常勤 6名 非常勤 10名<br>子育て支援員 非常勤 3名<br>子育て支援行事担当 保育教諭 非常勤 1名 |
| 事 務 部            | 事務長 常勤1名、書記 常勤2名                                                     |
| 給 食 部            | 栄養士 常勤2名、調理員 常勤3名 非常勤 3名                                             |
| 管 理 部            | 運転士 常勤1名 非常勤3名                                                       |
| 産休・育休・介護休業等 2名   |                                                                      |

## 11. お世話になる医療機関

| 職 名 | 医 療 機 関 名        | 住 所                   | 電話番号     |
|-----|------------------|-----------------------|----------|
| 内 科 | おかはた小児科クリニック     | 南区段原南 1 丁目 1 - 2 2    | 506-3223 |
| 内 科 | あおばこどもファミリークリニック | 南区字品西 5 丁目 3 - 1 3    | 250-1255 |
| 内 科 | もり小児科            | 南区翠 2 丁目 2 7 - 3 0    | 251-1717 |
| 眼 科 | 藤堂眼科医院           | 中区銀山町 1 - 6           | 241-4594 |
| 眼 科 | 岸本眼科             | 海田町窪町 1 0 - 1 8       | 823-6298 |
| 耳鼻科 | 半田耳鼻咽喉科医院        | 南区出汐 1 丁目 1 2 - 2     | 251-0729 |
| 耳鼻科 | 石田耳鼻咽喉科医院        | 南区旭 2 丁目 4 - 2 8      | 251-8018 |
| 耳鼻科 | にほ耳鼻咽喉科          | 南区仁保新町 2 丁目 5 - 3 2   | 890-8088 |
| 歯 科 | 中村歯科クリニック        | 南区皆実町 4 丁目 2 - 1 2    | 251-0930 |
| 歯 科 | だて歯科医院           | 南区皆実町 6 丁目 1 - 4      | 250-2246 |
| 歯 科 | ふるたに歯科           | 南区段原南 2 丁目 1 2 - 2 5  | 263-0263 |
| 薬剤師 | 池田博愛堂薬局          | 南区出汐 1 丁目 3 - 1 1     | 254-4910 |
| 産業医 | 高畑医院             | 南区字品御幸 5 丁目 1 6 - 1 6 | 251-5355 |

## 12. 主な行事予定

| 月  | 主 な 行 事 等                                                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 入園式 就任式 始業式 新入園児歓迎会 花祭り 春の親子遠足 安全指導(交通 園内)                                                             |
| 5  | こどもの日行事(小運動会) 降誕会 母の日保育参観 はだし保育開始 健康診断(内科)<br>家庭訪問 ペチュニアの苗移植(年少)                                       |
| 6  | 衣替え 歯磨指導 健康診断(眼科・耳鼻科・歯科) 日曜保育参観 園外保育(比治山)<br>ジャガイモ・タマネギ収穫(年長) サツマイモ植え(年長) 入園報告式(広島別院)<br>プラネタリウム観賞(年長) |
| 7  | 七夕祭り 保育参観 園外保育(比治山) 安全指導(水難)<br>プール指導 カレー作り 個人懇談会 終業式 夏期保育開始 入園体験会                                     |
| 8  | 夏期保育 (プール指導 どんご遊び セミ・トンボ捕り おぼけ屋敷遊びなど)                                                                  |
| 9  | 始業式 平和学習・平和公園参拝(年長) 保育参観<br>花の苗・球根移植(満3歳・年少・年中) 水栽培 募集要項発表 入園説明会 入園調査                                  |
| 10 | 衣替え 運動会 満3歳児入園歓迎会 お月見会 学園関係死没者追悼式・法要 秋の遠足<br>交通安全指導 総合避難訓練・消防写生会 サツマイモ収穫                               |
| 11 | 制作展 園外保育(比治山) 3分間走開始 人形劇団プーク鑑賞 タマネギ植え                                                                  |
| 12 | 成道会・餅つき 保育参観(音楽発表会) 個人懇談 終業式 大掃除 冬期保育開始                                                                |
| 1  | 冬期保育 始業式 ご正忌 安全指導(交通) 発表会練習開始                                                                          |
| 2  | 節分 涅槃会 生活発表会 園外保育(比治山) お別れ遠足(年長) ひな写真撮影(年長)<br>ジャガイモ植え(年中)                                             |
| 3  | 影絵鑑賞(年長) ひな祭り お別れ遠足(年少・年中) 保育参観 お別れ会<br>卒園式 卒園報告式(別院) 終了式 退任式 大掃除 新入園児準備保育 春期保育開始                      |

### 13. 令和 8 年度 幼児部日課（時程）表

|             | 月                                     | 火                   | 水 | 木            | 金    |
|-------------|---------------------------------------|---------------------|---|--------------|------|
| 7:15～8:15   | 早 朝 保 育                               |                     |   |              |      |
| 8:15～9:15   | 指導前準備・園児登園（保育準備 健康観察 飼育栽培当番 その他）      |                     |   |              |      |
| 9:15～       | 青 空 時 間                               |                     |   |              |      |
| ～9:50       | 全体朝会                                  | ※ 飼育・栽培当番活動を、並行して行う |   |              | 健康時間 |
|             | 移 動                                   |                     |   |              |      |
| 10:00～10:30 | 朝 の 会（含 読み聞かせ）                        |                     |   |              |      |
| 10:30～12:00 | 午 前 の お 遊 び                           |                     |   |              |      |
| 12:00～13:00 | お 弁 当（給食）の 時 間                        |                     |   |              |      |
| 13:00～13:30 | 午 後 の お 遊 び                           |                     |   |              |      |
| 13:30～14:00 | 帰 り の 会（含 読み聞かせ 降園準備）                 |                     |   |              |      |
| 14:00～15:30 | （園 児）<br><br>園 児 降 園<br><br>預 か り 保 育 |                     |   | （教職員）園児降園・清掃 |      |
| 15:30～16:45 |                                       |                     |   | 職 員 研 修      |      |
| 16:45～17:00 |                                       |                     |   | 職 員 終 礼      |      |
| 17:00～19:15 |                                       |                     |   |              |      |

○園舎内一斉清掃 月曜日 ○園舎外一斉清掃 金曜日

※ 雨天等でできなかった時は、つぎの日（課業日）に行う

①職員朝礼は本年度も無くし、担任が園児と朝の交流ができるよう工夫する。

緊急協議が必要な場合は、主任（総務）会議で決定し、各部署に流していく。

②職員終礼は毎日行う。

③第3木曜日は半日保育とし、全体職員研修を行う。

④年長組の一学級が、月曜日の朝会後に、休養室のお内仏前において礼拝を行う。

## 14. 令和 8 年度 安全計画

| 月  | 計 画                              | 安 全 行 事                                            | 安 全 指 導                                                                                                                         |                                             | そ の 他             |
|----|----------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------|
|    |                                  |                                                    | 日 常 指 導                                                                                                                         | 強 化 指 導                                     |                   |
| 4  | 春の交通安全運動<br>保育室内・廊下で<br>起こる事故の防止 | 東門前の横断指導<br>通園バス乗降指導<br>交通安全実地指導<br>(遠足時)          | 遊びの安全指導<br>保育室の安全指導<br>廊下・階段歩行<br>の指導<br><br>対不審者チェッ<br>クと巡回<br>後片付け・戸締<br>りの徹底<br>清掃作業の徹底<br><br>早期補修・営繕<br>の徹底<br><br>下足の整理整頓 | 保育室の安全指導<br>園内の歩行指導<br>園内横断歩道指導<br>遊具の使い方指導 | 安全計画審議<br>疾病障害調査  |
| 5  | 固定遊具で起こる<br>事故の防止<br>安全一斉点検      | 交通安全実地指導<br>園庭の石拾い<br>水難防止指導<br>避難訓練(地震・<br>火災・津波) |                                                                                                                                 | 交通指導<br>・並んで右を歩く<br>・信号の確認<br>・横断の仕方        | SIDS 対応訓練<br>安全点検 |
| 6  | 水遊び指導<br>プール管理                   | プール設置・点検<br>避難訓練(不審者)                              |                                                                                                                                 | 園以外での交通安<br>全指導<br>プール遊びのきまり                | 幼児救急救命法研<br>修     |
| 7  | 水遊び指導<br>プール管理<br>安全一斉点検         | 避難訓練(地・火)<br>水遊びの安全指導                              |                                                                                                                                 | 交通指導<br>・車の直前直後横断<br>・道路への飛び出し<br>夏休みの安全指導  | 安全点検              |
| 8  | 水遊び指導<br>プール管理                   | 移動遊具点検塗装<br>プール撤去・保管                               |                                                                                                                                 | 水遊びの安全指導                                    |                   |
| 9  | 秋の交通安全運動<br>安全一斉点検               | 園庭の石拾い<br>グラウンド整備<br>避難訓練(地・火)                     |                                                                                                                                 | 運動時の事故防止                                    | 安全点検              |
| 10 | グラウンド・中庭で<br>起こる事故の防止            | 総合避難訓練(火災)<br>交通安全実地指導<br>(遠足時)                    |                                                                                                                                 | 衝突・転倒防止                                     |                   |
| 11 | 安全一斉点検                           | 就学前交通安全教室<br>交通安全実地指導<br>(園外保育時)<br>避難訓練(不審者)      |                                                                                                                                 | 先生の指示を最後<br>まで聞き、落ち着<br>いて行動する              | 安全点検              |
| 12 | 感染症予防                            | 避難訓練(地震・<br>火災・津波)<br>※自由時間での避難                    |                                                                                                                                 | 保育室内の安全指導<br>園内での歩行指導<br>冬休みの安全指導           | 暖房機使用申合せ          |
| 1  | 感染症予防<br>安全一斉点検                  | 遊具点検<br>避難訓練(地・火)                                  |                                                                                                                                 | 手洗い指導<br>換気指導                               | 安全点検              |
| 2  | 感染症予防                            | 交通安全実地指導<br>(遠足時)<br>避難訓練(地・火)                     |                                                                                                                                 | 禁煙指導(年中・<br>長)                              |                   |
| 3  | 安全一斉点検                           | 遊具点検<br>移動遊具点検塗装                                   |                                                                                                                                 |                                             | 安全点検              |

認定こども園 安芸幼稚園 重要事項説明書  
(兼・年間事業計画書)

1 事業者の運営主体

|              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 事業者の名称       | 学校法人 安芸学園                            |
| 事業者の所在地      | 広島市南区比治山本町12-60                      |
| 事業者の電話番号・FAX | (TEL)082-251-0451 (FAX) 082-251-0452 |
| 代表者氏名        | 理事長 池田 康彦                            |

2 事業の概要

|                    |                                      |     |     |
|--------------------|--------------------------------------|-----|-----|
| 種別                 | 特定教育・保育施設 幼保連携型認定こども園                |     |     |
| 名称                 | 認定こども園 安芸幼稚園                         |     |     |
| 所在地                | 広島市南区比治山本町12-60                      |     |     |
| 電話番号・FAX           | (TEL)082-251-0451 (FAX) 082-251-0452 |     |     |
| 施設長氏名              | 園長 小野 修三                             |     |     |
| 開設年月日              | 平成29年4月1日                            |     |     |
| 利用定員（年齢別）          | 0歳児                                  | 1歳児 | 2歳児 |
|                    | —                                    | —   | —   |
|                    | 8名                                   | 16名 | 16名 |
| 上段1号認定<br>下段2・3号認定 | 満3歳児                                 | 3歳児 | 4歳児 |
|                    | 15名                                  | 75名 | 75名 |
|                    | —                                    | 16名 | 17名 |
| 通常保育以外の保育          | 延長保育(1時間)、一時預かり保育(幼稚園型)              |     |     |

3 施設・設備の概要 (※)は併設認可外保育施設を含みます

|         |      |                                                                     |          |                       |
|---------|------|---------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------|
| 園舎      | 構造   | 鉄骨造2階建(南棟)、鉄骨造2階建(西棟)<br>鉄筋コンクリート造2階建(東棟)、<br>鉄筋コンクリート造3階建(別館)他 全6棟 |          |                       |
|         | 延床面積 | 3634.45 m <sup>2</sup> (※)                                          |          |                       |
| 施設設備と面積 | 乳児室  | 135.42 m <sup>2</sup>                                               | 沐浴室      | 18.10 m <sup>2</sup>  |
|         | ほふく室 | m <sup>2</sup>                                                      | 便所・汚物処理室 | 237.35 m <sup>2</sup> |
|         | 保育室  | 918.56 m <sup>2</sup>                                               | 医務室      | 9.23 m <sup>2</sup>   |
|         | 遊戯室  | 367.42 m <sup>2</sup>                                               | 事務・職員室   | 245.25 m <sup>2</sup> |
|         | 調理室  | 96.92 m <sup>2</sup>                                                |          |                       |
|         | 調乳室  | 5.39 m <sup>2</sup>                                                 |          |                       |

|                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ） | 屋外遊戯場 2,433 m <sup>2</sup> |
| 遊 具               | 芝生広場、砂場、滑り台、総合遊具、シーソー他     |

#### 4 施設の目的、運営方針

|           |                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施 設 の 目 的 | 安芸幼稚園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の幼児を教育し、同時に保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的として、特定教育・保育事業を行います。                                                               |
| 運 営 の 方 針 | 学校教育法および児童福祉法を順守し、その原理をよく実現して、幼児の最善の利益を求めます。0歳から小学校入学まで一貫した考えの下教育・保育を行います。教育基本法の理念に仏教（浄土真宗）の情操を加味した教育・保育を行い、豊かな人格形成を図ります。質の高い保育を提供することにより、子どもの成長を促し、保護者の子育てを支援します。 |

#### 5 職員体制

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 園 長 （ 管 理 者 ） | 1 人                           |
| 副 園 長         | 2 人                           |
| 主 幹 教 諭       | 1 人                           |
| 保 育 教 諭       | 5 6 人 （常勤： 4 1 人、非常勤： 1 5 人）  |
| 養 護 教 諭       | 1 人                           |
| 保 育 補 助 者     | 3 人                           |
| 調 理 員         | 6 人 （栄養士を含む、常勤： 4 人、非常勤： 2 人） |
| バ ス 運 転 士     | 4 人 （常勤： 1 人、非常勤： 3 人）        |
| 事 務 員         | 3 人                           |
| 嘱 託 医         | 小児科医 1 人（非常勤） 歯科医 1 人（非常勤）    |
| 学 校 薬 剤 師     | 1 人 （非常勤）                     |

#### 6 保育を提供する日

|          |                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 提供を行う日   | 月曜日から土曜日まで                                                       |
| 提供を行わない日 | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月4日まで、12月30日及び12月31日 |

#### 7 保育を提供する時間

##### （1）開園時間

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 月曜日から土曜日 | 午前7時15分から午後7時15分まで |
|----------|--------------------|

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 月曜日から土曜日の保育時間（11時間） | 午前7時15分から午後6時15分まで |
| 延長保育時間              | 午後6時15分から午後7時15分まで |

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

|                    |                                              |
|--------------------|----------------------------------------------|
| 月曜日から土曜日の保育時間（8時間） | 午前8時15分から午後4時15分まで                           |
| 上記以外の時間外保育時間       | 朝：午前7時15分から午前8時15分まで<br>夕：午後4時15分から午後6時15分まで |
| 延長保育時間             | 午後6時15分から午後7時15分まで                           |

(4) 教育標準時間認定に関する保育時間（概ね4時間）

|                      |                                                            |
|----------------------|------------------------------------------------------------|
| 月曜日から金曜日の保育時間（概ね4時間） | 午前8時15分から午後2時まで                                            |
| 一時預かり保育時間            | 朝：午前7時15分から午前8時15分まで<br>午後：午後2時から午後7時15分まで                 |
| 半日保育日等               | 特定日は午前11時30分までの保育、以降一時預かりとなります。行事振替休園日などは全日一時預かりでの対応となります。 |

8 利用料その他の費用等

|             |                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入園料（一時金）    | 60,000 円（満3歳以上の学年に入園または進級する時）                                                                                                          |
| 保育料（月額）     | 保護者の居住する市町が定める保育料                                                                                                                      |
| 延長・一時預かり保育料 | 1号認定児 午後 1,000 円など（日額）早朝 150 円（日額）14,000 円（月極）<br>2号・3号認定児 650 円（日額）保護者の居住する市町が定める保育料（月極）                                              |
| 教育充実費（月額）   | 3,000 円 おむつゴミ処理費（3号）、月刊絵本購入費（1・2号）、英語教育、規定以上の設備（園庭・芝生等）等に充当                                                                            |
| バス協力費（月額）   | 4,000 円（利用者のみ）                                                                                                                         |
| PTA 会費（月額）  | 600 円（満3歳以上のみ、同時在園の弟妹は免除）                                                                                                              |
| 実費徴収        | 遠足費・実習費 バス遠足経費（年中500円、年少・年長400円）、栽培実習費700円（年長）                                                                                         |
|             | 給食費 2号認定児 給食 月額6,200円 副食費免除の場合各4,500円を減免<br>1号認定児 給食 月額5,700円 但し1号認定児の8月は副食費減免対象外                                                      |
|             | 保険掛金 日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金 200 円                                                                                                        |
|             | 用品代 0～2歳 園内着・連絡帳等 初回最大8,060円 進級時3,600円まで<br>3～5歳 制服等 夏服・冬服・園内着・かばん等 合計31,000円程度<br>用品類 初回約14,000円<br>進級時 3歳約3,300円 4歳約8,800円 5歳約5,900円 |
| 支払方法        | 口座振替（ゆうちょ・広島銀・もみじ銀・広島信金）                                                                                                               |

## 9 提供する保育の内容

3歳以上児での幼児教育との連携を念頭に、0・1・2歳児ではまず「生きる」ことの能力・経験の獲得を支援します。食事・睡眠・排泄などの望ましい習慣を獲得させつつ、自然・運動・文化などとの接触を始めて活動する喜びを体験させます。

3歳以上児においては、小学校教育との連携を意図して学習に必要な基本的態度・能力の育成を行います。全園において、生活の中に仏教的情操を織り込み、人同士の関係性の中に生きる上で望ましい心情・価値観を涵養します。

## 10 給食について

### (1) 給食の提供

2号認定児・3号認定児全員に完全給食を供給します。  
但し、月に1回家庭からの弁当を持参する日を設けます。2号認定児は給食費として月額6,200円を徴収いたします。  
1号認定児は家庭からの弁当持ち込みもしくは給食（月額5,700円）を選択可能です。3歳以上児は、月2回「精進の日」を設けます。この日は2号認定児も家庭から梅干し弁当を持参していただき、園からは全員に味噌汁を提供します。

### (2) 提供内容

|       | 提供内容        |          |    |             | 内 容                                                       |
|-------|-------------|----------|----|-------------|-----------------------------------------------------------|
|       | おやつ<br>(午前) | 給食       |    | おやつ<br>(午後) |                                                           |
|       |             | 主食       | 副食 |             |                                                           |
| 1号認定児 | —           | 希望により利用可 |    | (※)         | ・主食、副食<br>・手作りおやつ、牛乳、果物、ヨーグルト、菓子等<br>(※)<br>一時預かり利用の場合に提供 |
| 2号認定児 | —           | ○        | ○  | ○           |                                                           |
| 3号認定児 | ○           | ○        | ○  | ○           |                                                           |

### (3) 食物アレルギー対応について

除去食で対応します。  
ただし、無理なく同等の原価で代用食材が入手できる場合は、材料を変更して提供する場合があります。

## 11 衛生管理

施設の温度、湿度、換気、採光などの環境を適切に保持し、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めます。園児および職員が清潔を保つよう指導し、施設内外の保健環境の維持向上に努めます。

## 12 健康管理

毎朝の健康観察、3歳未満児については登園後に検温および排泄状況の把握を行っています。保育中、発熱・全身状態によって保護者にお迎えを依頼する場合がございます。

## 13 障害児保育

実施しておりません。

## 14 園と保護者との連携について

本園では連絡用アプリを導入しており、緊急連絡をアプリ上のメッセージで行う場合がございます。また、2歳児の上半期までは保護者・園双方が記入するタイプの連絡帳を使用します。

## 15 保育にあたっての留意事項

### (1) 入園時にご用意いただくもの

指定学用品類、布団セット（3号認定児）、体操ズボン・体操ズボン入れ、上履き・上履き袋（2歳児から）、哺乳瓶（授乳中の3号認定児のみ）、園内着（1歳児から）、お弁当箱・お弁当袋（1号認定児）、制服・制帽・制カバン（3歳以上児）

### (2) 毎日持参いただくもの

【3号認定児の例】  
（基本園で保管し、不足分を補充）  
替え衣類一式（上下・下着・靴下 各2枚）  
替えおむつ 6枚（0・1歳児必須・2歳児は必要な人だけ）  
替えパンツ 3枚（2歳児のみ）  
（日々持ち帰り）  
タオル 1枚、 お手ふきガーゼ 3枚  
エプロン 3枚  
コップ、スプーン、フォーク

### (3) 服装について

- ・ 満3歳以上の学年は制服着用となります。
- ・ 入室しましたら、1歳児からは園内着、2歳児からは園内着と体操ズボンに着替えて生活します。戸外遊びの際はなどは、カラー帽子を着用します。

### (4) その他ご用意いただくもの

(5) 登降園にあたっては、次の点に留意してください。

満3歳以上の学年は園バスの利用が可能です。

## 16 緊急時における対応

危機管理マニュアルに則り、避難などを行います。  
また、状況に応じて保育時間を延長いたします。

## 17 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。  
また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、火災訓練その他必要な訓練を定期的を実施しています。

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 防火管理者      | 小野和彦(副園長)                           |
| 避難訓練(回数/年) | 火災(3歳以上3、3歳未満12)、地震(3)、不審者(1)、津波(1) |
| 防災設備       | 消火器、誘導灯、火災報知器、自動火災通報装置 他            |

## 18 災害共済給付制度への加入

在園中の不慮の事故や災害のため、任意で次の制度への加入をお願いしています。

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 保険の種類  | 日本スポーツ振興センター                    |
| 保険の内容  | 災害共済給付 施設内でのけがに係る医療費の全額が給付されます。 |
| 保護者負担額 | 270円                            |

## 19 虐待防止のための措置

公開研究保育など、担当保育者以外のスタッフが保育室に入る機会を作り、複数の目が届くようにします。職員による園児に対する虐待行為を禁止し、必要な研修を行います。また、本園は虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、法規定に従い適切な関係機関に通告します。

## 20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 相談・苦情解決受付担当者 | 副園長 小野 和彦、 山内 香織 |
| 相談・苦情解決責任者   | 園長 小野 修三         |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

## 21 個人情報の取り扱い

安芸幼稚園個人情報保護指針に基づき、個人情報を管理します。

本園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名 : 認定こども園安芸幼稚園  
所在地 : 広島市南区比治山本町1 2－6 0  
説明者職名 : 園長 小野 修三

## 認定こども園安芸幼稚園 運営規程

### (施設の目的)

第1条 認定こども園安芸幼稚園（以下「本園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を整えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、学校教育法を順守し、その原理をよく実現して、幼児の最善の利益を求める。安芸幼稚園と付属保育園の伝統を活かしながら、0歳から小学校入学まで一貫した理念を踏まえた保育・教育を行う。教育基本法の理念に仏教（浄土真宗）の情操を加味した保育・教育を行い、豊かな人格形成を図る。

質の高い保育を提供することにより、保護者の子育てを支援すると共に合わせて保護者自身の成長も支援する。

### (名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 認定こども園安芸幼稚園
- (2) 所在地 広島市南区比治山本町12-60

### (入園資格)

第4条 本園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び6ヶ月以上満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

### (提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成20年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、保育所保育指針（平成20年告示）に沿って園児の健全な発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。仏教（浄土真宗）の情操を加味した保育・教育（「まことの保育」）を行い、豊かな人格形成を図る。

(子育て支援)

第6条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育・保育の方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園だよりなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 預かり保育事業（幼稚園型一時預かり事業）
- (2) 延長保育事業
- (3) 公開保育事業

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数については、入園した園児数により、広島市幼保連携型認定こども園設備等基準条例（平成26年広島市条例第55号。以下「市基準条例」という。）における配置基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 園長（常勤専従） 1人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

- (2) 副園長 1人

園長を補佐し、園務を整理し、状況に応じて園長の業務を代行する。

- (3) 主幹保育教諭 1人

教育・保育に関わる園務を整理し、状況に応じて園児に教育及び保育を実施する。

- (4) 保育教諭（常勤専従） 24人

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

- (5) 調理員 5人（常勤専従 2人、非常勤 3人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

- (6) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (7) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (8) 園薬剤師 1人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (9) 事務職員 2人

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

- (10) 運転士 4人

園の送迎バスの運転及び、園内施設設備の管理保全を行う。

(教育・保育の提供を行う日)

第8条 本園の教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月4日まで、12月30日及び31日は保育の提供を行わない。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日

- (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

- (3) 冬季休業 12月24日から1月6日まで

- (4) 学年末休業 3月23日から3月31日まで

- (5) 学年始休業 4月1日から4月6日まで

3 教育標準時間認定に係る学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

4 災害、感染症の流行が発生するなど、園長が必要と認めた場合は、臨時に休園し、教育・保育の一部あるいは全部を行わない。

(教育・保育を提供する時間)

第9条 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る時間 午前8時15分から午後2時まで

- (2) 保育標準時間認定に係る時間 午前7時15分から午後6時15分まで

- (3) 保育短時間認定に係る時間 午前8時15分から午後4時15分まで

- (4) 前号に係る時間外保育時間 午前7時15分から午前8時15分まで及び午後4時15分から午後6時15分まで

- (5) 延長保育時間 午後6時15分から午後7時15分まで

(利用定員)

第10条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る利用定員 240人

(2) 保育時間認定に係る利用定員

ア 3歳以上 50人

イ 1・2歳 32人

ウ 0歳 8人

(利用の開始及び終了に関する事項及び、利用にあたっての留意事項)

第11条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1)利用定員に空きがない場合

(2)利用定員を上回る利用の申込があった場合

(3)当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

(4)当人の発達具合に鑑み、本園の集団教育を受けることが困難と認められる場合

2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1)所定の面接調査の結果順

(2)兄弟姉妹の在卒園、父母の卒園などは(1)に加味する

3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び支援法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

6 本園の2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1)子ども・子育て支援法施行規則第1条に規定する労働又は疾病その他の事由に該当しなくなったとき

(2)子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定を受けた市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき

(3)園児の保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき

(4)その他の事由により、利用調整を行う区役所の福祉事務所長からの連絡に基づき保育を提供する期間が満了したとき

(5)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

- 7 以下の各号に該当する場合は、教育・保育の提供を終了するものとする。
- (1) 第12条各項に定める利用料等が、納入期日から60日を経過しても支払われない場合
  - (2) 当該こどもが本園の保育に重大な支障を起こしていると認められる場合
  - (3) 保護者が本園の保育・運営に重大な支障を起こしていると認められる場合
- 8 園長は発熱などの体調不良がある園児、負傷により通常を超える介助が必要となった園児の保護者に対し、治癒または体調が回復するまで登園を見合わせるよう求めることができる。園児が保育中に体調不良となった場合は、速やかな降園を求めることができる。

(利用料その他の費用等)

- 第12条 保護者は、居住する市町村長が定める額の利用料を、本園に支払うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、別表1に掲げる費用については、保護者から費用の負担を受けるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる本園の特定教育・保育において提供する便宜に要する費用については、保護者から実費の負担を受けるものとする。

(健康管理・衛生管理)

- 第13条 本園では、園児に対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び広島市が策定する「保育園給食衛生管理マニュアル」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(障害等の支援)

- 第14条 本園は、障害や発達上の支援を必要とする園児一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、他の園児との生活を通して共に成長できるよう保育を行う。
- 2 本園は、障害や発達上の支援を必要とする園児の家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図るとともに、専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得る。

(緊急時における対応方法)

- 第15条 本園において園児に体調の急変や負傷が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置

を講じる。あわせて、救急車要請等必要な措置を講じることがある。

(非常災害対策)

第16条 本園は、非常災害に対する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、火災訓練その他必要な訓練を定期的に実施する。

(安全対策と事故防止)

第17条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応に関するマニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 本園は、職員に対して園児の安全に関する研修を実施する。

3 本園は、広島市が策定する「保育園における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、園児の保護者と十分な連携を取りながら、適切な対応に努める。

4 本園は、事故について、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

5 本園は、事故について、必要に応じて園児の保護者に周知するとともに、広島市保育指導課に報告する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備

(2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

(3) 人権の擁護、虐待の防止の啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項第2号における虐待等の行為とは、広島市特定教育・保育施設等運営基準条例により引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第25条に規定する行為をいう。

3 本園は、教育・保育の提供中に、本園の職員又は養育者（園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(地域の子育て支援)

第19条 本園は、多様化する地域の子育てニーズに対応するため、その保有する専門的な機能を活用し、本園の特色を活かした多世代交流の促進及び家庭の育児力の向上のための子育て支援を行う。

(苦情・相談対応)

第20条 本園は、園児の保護者等からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、相談・苦情解決責任者、相談・苦情解決受付担当者、第三者委員等苦情・相談の窓口を設置し、園児の保護者等に対して公表するとともに、苦情等に対して必要な措置を講じる。

2 苦情等を受けた場合は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情等申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情等内容及び苦情等に対する対応、改善策について記録する。

(個人情報の保護)

第21条 本園は、個人情報の取扱いについて「安芸幼稚園個人情報保護指針」を定める

(保護者会)

第22条 満3歳以上の学年に在籍する園児の保護者は、安芸幼稚園PTA会員となり、PTA会則に定める会費を負担し、役員などを分担して運営に協力する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から改正施行する。

この規定は、令和7年4月1日から改正施行する。

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担（上乗せ徴収）

| 項目    | 内容、負担を求める理由及び目的                                        | 金額                           |
|-------|--------------------------------------------------------|------------------------------|
| 入園料   | こども園基準を超える施設・設備（園庭、教室の種類・広さ）の整備                        | 満3歳児以上に進級・入園する時に一時金 60,000 円 |
| 教育充実費 | こども園基準を超える施設・設備（園庭、教室の種類・広さ）の維持管理、おむつ処理費、外国語教育、教材絵本の使用 | 月額 3,000 円                   |

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費徴収）

| 項目        | 内容、負担を求める理由及び目的                    | 金額                                                                                       |
|-----------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定学用品代    | のり、はさみ、鍵盤ハーモニカ等教育活動や保護者との連絡で使用する道具 | 乳児部 約 2,000 円(年ごと)<br>幼児部に新規入園または進級時 14,000 円<br>進級時 約 6,000 円(年ごと)<br>鍵盤ハーモニカ 約 5,600 円 |
| 制服代       | 通園カバン、制帽、制服、園内着、体操ズボン等             | 乳児部 約 4,000 円<br>幼児部 冬服等約 16,000 円<br>夏服等約 15,000 円                                      |
| バス協力費     | 園バスの運行経費(利用者のみ)                    | 月額 4,000 円                                                                               |
| 預かり・早朝保育料 | 1号認定児の教育標準時間外の保育経費（午後のおやつ含む）       | 別紙「マヤホームについて」参照                                                                          |
| 遠足費       | バスを使用した遠足の経費                       | 3歳以上児毎年 11月 500 円                                                                        |
| 栽培実習費     | 実習農園経費                             | 年長児 12月 700 円                                                                            |
| 給食費       | 1号認定児給食経費(希望者のみ)<br>2号認定児給食経費      | 月額 5,700 円<br>月額 6,200 円                                                                 |

令和8年9月

保護者の皆様

認定こども園安芸幼稚園園長 小 野 修 三

## 認定こども園安芸幼稚園 個人情報保護方針

### 1、本方針について

本方針は、認定こども園安芸幼稚園(以下「園」)が取得した園児・保護者の個人情報の取扱方針を定めるものです。

### 2、個人情報の収集について

園は、教育・保育役務の提供にあたり、以下のような園児・保護者に関する情報の全部又は一部を取得します。

#### (1)園児・保護者から提供される情報

氏名(フリガナを含む)、住所(郵便番号を含む)、電話番号(携帯電話を含む)、その他連絡先に関する情報、生年月日、性別、健康状態、既往歴、アレルギー情報、家族構成、金融機関口座番号・名義、保育歴、前在籍園での指導内容など

#### (2)教育活動の中で園が取得した情報

指導内容、学籍記録、登降園記録、園バス・給食・預かり保育等の利用記録、画像、動画など

#### (3)自治体から取得した情報 保育認定種別・期間、保育料階層 など

### 3、利用目的について

園は取得した園児・保護者の個人情報について、次の目的（以下「利用目的」）のために利用いたします。

- ・ 園児への教育・学習指導
- ・ 転園先、進学先への指導引き継ぎ
- ・ 保護者への連絡、保育料の徴収など園の運営
- ・ 園児の医療機関受診
- ・ 安芸幼稚園 PTA、安芸幼稚園後援基金活動
- ・ 園ウェブサイト、園広報物の作成

### 4、個人情報等の取り扱いについて

園は個人情報保護法に従い、個人情報を取り扱います。

園は、利用目的の達成に必要な範囲で、園児・保護者の個人情報と関係の自治体、園児の進学・転出先の学校・施設、安芸幼稚園 PTA・安芸幼稚園後援基金と共同利用いたします。また、保護者連絡・園児登降園管理クラウドサービスに保存します。

この他、法令に基づく開示義務を負う場合や、園児・保護者の生命・身体・財産・その他の権利・利益を保護するために緊急に必要とされる場合には個別に承諾を得ずに個人情報を開示する場合があります。

そよかぜの家(別館)

